

[事案 2020-118] 新契約無効請求

・令和3年4月26日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容を誤解していたことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年3月に、銀行を募集代理店とし、子を被保険者として契約した2件のがん保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約後に、満期金が以前契約していた終身保険を大きく下回ることや、被保険者の年齢に対して保険料が高額すぎることが判明した。
- (2) 本契約と同じ募集人が扱った他社契約は、不適切販売が認められ無効となった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の署名押印がある意向確認書など、本契約が申立人の意向に沿ったものであるという客観的証拠がある。
- (2) 無効となった他社契約と同じ募集人が担当していたということだけで、本契約の募集にも瑕疵があったとは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者の年齢に対して保険料が高額すぎるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。